

## 【別紙1】本財団が行う、主な海事関連貸付事業の主な内容

- 【低・脱炭素船舶建造資金貸付制度】・・・本件（2023年度新設）
- 【一般設備資金及び一般運転資金貸付制度】
  - 1) 貸付資金種類：[設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・などの新設、改修に必要とする資金、及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）。鉄道・運輸機構との共有船の建造、船舶の改修に必要とする資金  
  
[運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金
  - 2) 貸付期間：設備資金／15年以内、運転資金／5年以内
  - 3) 利率：年1.6%以内（全期間固定金利、6カ月後払い）
  - 4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業（機構共有船建造資金・船舶改修資金）など・
  - 5) 貸付金限度額：設備資金／20億円、運転資金／10億円、所要資金額の80%以内（機構共有船建造資金は所要資金額の20%以内）